

# 大災害後の防犯対策に関する研究

—東日本大震災後の調査に基づいて—

研究代表者

奈良女子大学 生活環境科学系

岡本 英生

共同研究者

大阪弁護士会

齊藤 豊治

静岡大学 人文社会科学部

山本 雅昭

愛媛大学 法文学部

松原 英世

東北大学大学院 文学研究科

阿部 恒之

甲南女子大学 人間科学部

森 丈弓

白鷗大学 法学部

平山 真理

## 1. まえがき

一般的に、大規模災害後の被災地では犯罪発生が抑制されやすいと言われるが (Mueller & Adler, 未公刊), 実際には火事場泥棒的な便乗犯罪が発生するなど, 必ずしも治安状況が良好なわけではない。阪神淡路大震災後も, 被災地では総数としては犯罪発生数が減少していたが, 便乗犯罪が発生し, 警官による巡回に加えて住民によるパトロールも行われていた (齊藤, 2001)。東日本大震災後も, 警察の発表によると, 被災地における犯罪発生総数は減っているものの, 便乗犯罪が多数発生しているようである (読売新聞 2011年9月10日付など)。災害被害の方が大きく犯罪被害を届ける余裕がない住民もいると考えられることから, 実際の犯罪の数はさらに多いだろう。その上, 津波被害や原発の問題によりいまだに多数の住民が避難し続けて無人の家が多数ある状況では, まだ当分の間便乗犯罪が発生し続けると思われる。東日

本大震災の被災者の苦しみを少しでも減らし, 復興をスムーズに進めるためにも, 被災地における犯罪対策を考えることは重要である。しかし, 現状では, その前提となる暗数も含めた犯罪発生についての系統的な実態調査すら行われていない。また, 被災地では警察及び地域住民による防犯活動が行われ, 不審人物の通報など一定の効果は上がっているようであるが, 犯罪の減少や住民の不安感の減少にどれだけ寄与しているかという検討も行われていない。東日本大震災後の被災地では, 阪神淡路大震災後では見られなかったような犯罪も発生していることから (岡本・齊藤, 2011), 効果的な防犯を行うためにも, これまでの防犯方法を見直す必要がある。以上のような犯罪の実態や効果的な防犯方法について明らかにしていくことで, 東日本大震災後の犯罪対策を有効に進めることができるであろうし, 将来の大規模災害後の犯罪対策を考える上でも有用な情報を得ることになる。

そこで私たちは、災害と犯罪・防犯に関する国内外の研究成果を検討するとともに、東日本大震災の被災地の警察及び住民を対象に犯罪発生の実態や防犯活動などについて調査し、これらの結果に基づいて、大災害後の防犯対策のあり方についての提言を行う。

なお、東日本大震災の被災地は東北地方を中心に広範囲に及ぶが、今回は特に震災被害が大きい県のうち、宮城県と福島県を調査対象とする。これらの県を調査対象とした理由は、通常犯罪発生数が多いとされる大都市を含んでいること（具体的には宮城県）、そして今回の震災被害の重要なキーワードの1つとなる原発事故の影響を大きく受けた地域を含むこと（具体的には福島県）である。

## 2. 目的

本研究の目的は次の4つである。なお、目的1～目的3が小目的、目的4が大目的となる。なお、後述する研究1～3がどの目的に対応したのかも示している。なお、目的4については、対応する研究を示していないが、最後の総合的な考察が目的4に対応する。

### 目的1

「災害と犯罪・防犯に関する内外の研究を検討し、災害後の犯罪と効果的な防犯について考察する」 **研究1（文献研究）**

国内及び海外の関連文献を収集し、整理・検討する。災害後の犯罪発生とそれを効果的に防ぐ方法についてこれまで分かっていることをまとめる。2000年頃までのものについては、研究メンバーによりすでに行われた研究（斉藤，2001）で検討されていることから、2000年以降の研究（特に国内について東日本大震災に関するもの）について新たに集め、検討することになる。

### 目的2

「東日本大震災の被災地で発生した犯罪の実態について、警察統計及び住民調査に基づき明らかにする」 **研究2（公的資料による検討）、研究3（住民調査による検討）**

被災地にある警察の犯罪統計について情報公開されているものを入手し、公的統計から見た犯罪発生の様子をまとめる。また、被災地の住民に対し犯罪被害などについて尋ねるアンケート調査を実施するとともに、アンケート調査の協力者の中から同意が得られた者を対象にインタビュー調査を実施し、震災後の犯罪発生の実態をまとめる。

### 目的3

「東日本大震災の被災地における警察及び住民による防犯活動とその成果について明らかにする」 **研究2（公的資料による検討）、研究3（住民調査による検討）**

被災地にある警察が震災後の防犯活動に関して情報公開しているものについて入手し、公的記録から見た防犯の様子をまとめる。また、被災地の住民に対し防犯活動やその効果などについて尋ねるアンケートを実施するとともに、アンケート調査の協力者の中から同意が得られた者を対象にインタビュー調査を実施し、震災後の防犯活動の様子とその効果についてまとめる。

### 目的4

「大災害後の防犯対策のあり方についての提言を行う」

目的1～3で明らかになったことを総合的に検討し、大規模災害後の防犯対策のあり方についての提言を行う。

## 3. 各研究の内容

## (1) 研究1 (文献研究)

### A 国内文献研究

国内における災害と犯罪の研究の中で、東日本大震災についてのものは、本研究メンバーにより行われた岡本・生島 (2012) と斉藤 (2013) があるが、それ以外には特に見当たらなかった。

岡本・生島 (2012) は、東日本大震災後に、宮城県及び福島県内にある更生保護施設及び、更生保護施設を取り巻く環境 (治安状況) について調査し、震災が犯罪者の立ち直りにどのような影響を与えたかを明らかにした。主な結果としては、治安の悪化はなく、更生保護施設入所者に対する社会的排除も見られなかった、ただし、震災後の就労先の確保については長期的に見れば不安があった。この調査で、震災後に治安の悪化は見られなかったとされているが、調査地域は更生保護施設の所在地を管轄する警察署管内のみであり、被災地全体についてのものではない。しかし、東日本大震災後の犯罪に関する実地調査をいち早く実施したものとして評価できよう。

斉藤 (2013) は、大災害と犯罪に関する研究集となっているが、前半が東日本大震災以前の大災害と犯罪についての研究、後半が東日本大震災と犯罪についての研究を集めている。後半の東日本大震災に関するものの中でも、阿部恒之による「東日本大震災における助け合いと犯罪」(pp.114-131.) は、震災後の被災地についての警察統計や、独自の聞き取り調査などの結果をまとめたものである。警察統計によれば、震災後に犯罪が多発したとは言えないものの、住民の犯罪への不安感は増大していたことなどが指摘されている。

東日本大震災後の犯罪問題についての研究は、まだ数が少なく、十分なことが分かっているとは言いがたい。そういう意味では、私たちの研究は大変重要な位置にあると言える。

### B 海外文献研究

#### i) はじめに

近年の海外における災害と犯罪の研究については、斉藤 (2013) で紹介されている。ここではまだあまり日本では紹介されていない、ハリケーンカトリーナ後の犯罪についての文献紹介を行う。

2005年8月末、アメリカ南東部を巨大ハリケーン「カトリーナ」が襲った。ハリケーンカトリーナはまずフロリダ州に上陸したが、その後カトリーナが再上陸したミシシッピ州、ルイジアナ州が大きな被害を受けた。とくにルイジアナ州のニューオーリンズ市はその面積の8割が冠水し、壊滅的な被害を受けた。死亡・行方不明者は千数百名を超え、また被災者の避難生活も長期に及ぶなど、甚大な被害を与えた自然災害であった。壊滅的に破壊され、ライフラインも機能しなくなった被災地では、略奪行為や強盗、性犯罪等犯罪が多発したと多くのメディアは報じた。この中には、例えば避難所のスーパードームでは「赤ちゃんですらレイプ犯罪の被害に遭っている」とする流言や、またこともあろうかニューオーリンズ市長がTVインタビューに応える形で「被災者は“動物レベル”になり下がって、ならず者が殺戮やレイプを行うのをただ眺めている」と述べることさえ見られた (Thevenot, 2006)。日本の新聞もまた、「ニューオーリンズで犯罪多発 無秩序 まるで戦場」と報じた (産経新聞 2005年9月3日付)。

カトリーナは2次被害、復興の遅れという、大きな間接的被害も抱えている。2万数千人以上が避難生活を余儀なくされたヒューストンのスーパードームでは衛生状態の悪さから感染性胃腸炎が発生し、大きな被害を出した。また、一向に進まぬ復興政策の結果、ニューオーリンズ市民はもとの場所に戻ることができず、市の人口は被災前に比べ、30%も減少した (2011年4月時点)。

ところで、ニューオーリンズ市はもともと犯罪の多い都市として知られているが、カトリーナ後の2006年、そして2007年には全米で殺人発生率が最も高い都市という汚名を受け続けた。このことはカトリーナ襲撃と何らかの関連を持つのだろうか。

大きな災害が起きると、社会は混乱を極め、社会解体状態に陥り、警察等の犯罪統制機関はその機能を大きく制限される。また、街が壊滅状態になることで、被害対象物が外から見えやすいまま置かれ、それを監視する者や方法がないと、その被害対象物を欲する者がいれば（動機づけられた犯罪者）、犯罪が起りやすい状況ができてしまう。こうして被災地では略奪をはじめとする犯罪が発生しやすい、と一般的には信じられている。

ところで、ハリケーンカトリーナに関わる問題において往々にして注目されるのはその災害の大きさそのもの、犯罪現象そのもの、だけではない。ニューオーリンズ市のなかでもとくに被害の大きかった地域には、人種的マイノリティ（とくにアフリカ系アメリカ人）や所得の低い層の人々がアメリカの他の地域の平均よりも多く含まれており、その結果としてそれは、その人々の復興を著しく難しくさせた（経済的障壁、再就職への障壁、また他に避難する場所を持たない等）。そのことは被災者の復興において格差をもたらすだけでなく、被災者を「(潜在的な)犯罪者」としてラベリングし、政府当局をして復興よりも犯罪統制に力点を置かせる結果にもなったのである。

本稿では、ハリケーンカトリーナ後の犯罪問題の実態とその背景要因、説明仮説、また犯罪不安に対し社会や法執行機関がどのような対応をしたのか、また被害者支援はどのように行われていたのか、について政府機関の報告書、論文、記事等を紹介するものである。

## ii) ハリケーンカトリーナ後の犯罪についての政

## 府報告書

カトリーナが犯罪問題について、また刑事司法制度に対してどのような影響を与えたかをもっとも包括的に記録したものとして、アメリカ連邦議会第110議会において、下院司法委員会の犯罪・テロリズム・国土安全保障小委員会(Crime, Terrorism and Homeland Security Subcommittee, 2007a)によって行われた聴聞をもとにした「報告書」がある。

この聴聞で質問に答えているのは、Ray Nagin ニューオーリンズ市長、Oliver Thomas ニューオーリンズ市議会議長、Marvalence Hughes 学長(Dillard 大学、ニューオーリンズ市)、William Jefferson 下院議員(ルイジアナ州選出)、Eddie Jordan 地区検事長(オーリンズ郡)、Waren Riley 警察署長(ニューオーリンズ警察)、Marlin N. Gussman(オーリンズ群保安官事務所)、Jim Letten(ルイジアナ州東地区連邦検事)、James Barnazzani(ニューオーリンズ市担当 FBI 捜査官)、David Harper(アルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局)、Williams James Lenton Jr.(環境保護局ニューオーリンズ地区)、Jaqueas Thibodeaux(ルイジアナ東地区連邦保安官事務所副所長)、Earnestie Gray(オーリンズ群少年裁判所裁判官)、Howard J. Osofsky(ルイジアナ州立大学心理学部健康科学センター所長)、John Raphael(New Hope バプテスト教会牧師)、Peter Sharf(テキサス州立大学「社会、法、司法研究センター」所長)というように、官民両方のメンバーである。

聴聞では主に、それぞれが自らの仕事に際してカトリーナ襲撃後被災地においてどのような犯罪問題を抱えていたか、その対応と処理において何が課題であったか、反省点は何か、また復興の過程でどのような問題が発生し、それにどのように対応してきているか、必要な支援策はどのようなものが考えられるか、が質疑応答のかたちで述べられている。

また同じく、第 110 議会において、下院司法委員会によって行われた聴聞をもとにした報告書(2007b)は、カトリーナ後の犯罪現象について、とくに暴力犯罪に焦点をあてて行われた聴聞についての報告書である。ここで暴力犯罪とは、Homicide(殺人)、Aggravated Assault (加重暴行：ここでは武器を用いて被害者を脅迫することを含む)を指す。この聴聞で質問に答えているのは、David L. Bell (オリンズ郡少年裁判所長)、Anthony W. Canattela (ニューオリンズ市警察副署長)、Mary L. Landeriu (ルイジアナ州選出上院議員)、James Letten (前出)、Robert Stellingworth (ニューオリンズ市警察と司法機構代表及び理事)、David Vitter (ルイジアナ州選出連邦上院議員)、である。

### iii) カトリーナ後の犯罪現象、司法制度に与えた影響についての研究、レポート

Allen-Bell (2010)はカトリーナ襲撃後の被災地における「司法、正義のあり方」を論じた長編論文を執筆した。この長い論文は全部で7章に分けられる、1~5章また7章は、「司法の理念」といったやや法哲学的論考であるが、その第6章で、Allen-Bell はルイジアナ州オリンズ郡とジェファーソン郡において、ハリケーンカトリーナ後に発生したいくつかの略奪事件について、その内容と背景を詳細に紹介している。さらに Allen-Bell はこれらの事件のうち、起訴され、裁判が行われたものについても追跡調査を行い、大陪審でどのような評決が行われたか(起訴に多くの陪審員が賛成だったか)、その後の陪審裁判における評決と量刑までをカバーしている。

また、Vance(2008)は、ルイジアナ州ニューオリンズ市のルイジアナ東部地区地方裁判所の裁判官という立場から、カトリーナが司法制度、とくに裁判システムに与えた影響の回顧録を執筆しており、興味深い。カトリーナはニューオリンズ市にある裁判所、地方検事局事務所等、司法機関の建

物にも壊滅的な被害を与えた。州政府は民事事件については、憲法問題をはらむ案件を除いては訴訟を「一時休止」状態にすると宣言した。一方刑事事件はそうもいかない。しかしながら現状はカトリーナ襲撃後数カ月に渡り、混乱のため、刑事裁判の再開が遅れに遅れ、裁判を行うべき刑事事件の数は積み上がる一方、陪審裁判も行われないう事態になった、という。

またオリンズ群にあった州立刑務所には合計で6,500人の受刑者がいたが、刑務所も浸水したため、これらの受刑者を州の他の刑務所に移送するのに数日かかった。この遅れの結果何千人もの受刑者が「追跡できない」(これはどの刑務所に移送されたか把握できていない、逃走の両方を含む)事態に陥った。また、とりあえず空いている刑事施設に送り込むという方法をとったため、女性受刑者を男子刑務所に移送したり、犯罪傾向の進んでいない者を重警備刑務所に送る等の混乱が見られた。刑事司法制度が混乱に陥った結果、このような結果になったことは否めない。カトリーナが刑事司法に与えた損害は、5,800万ドルにのぼると Vance 裁判官は言及している。

ところで、カトリーナによる被害とその後の司法制度の混乱はいくつかの「教訓」を残した、と Vance 裁判官は言う。

仮に同じような災害が襲い、避難しなければいけない状況になったとしたら、まず連邦裁判所制度に関しては、連邦政府によりその情報やリソースにアクセスすることが容易なのであるから、代替の施設により連邦裁判は回復が比較的早急にできるであろう。

次に、州裁判システムに関しては、2005年にルイジアナ州刑事訴訟法が改正され、941-956条が追加され、災害緊急時にも刑事事件の裁判を優先して継続することが定められた。

さらに、受刑者問題に関しては、災害時にどの

受刑者をどこに移送し、その情報をどのように保管し、追跡可能にするか、についてのパイロット・プログラムが開始された。

一方、災害の反省を活かせていない点として、Vance 裁判官は Stafford 法が改正されていないことを挙げている。Stafford 法とは、災害救済連邦法の一つであるが、この法律は、災害後の復興経費の権限を州政府に与えていない。Vance 裁判官は州政府が災害後の復興経費を決定・支出・使用する権限をより広く与えられることこそが、司法システムのスムーズな回復につながるのだ、と力説するのである。

#### iv) 被害受容度の高い被災者の遭いやすい犯罪被害、シェルターにおける犯罪被害（性被害、DV 被害）

被災者の中にも当然格差がある。人種、社会階層、所得の格差については上でも論じたが、この格差は同じ被災者間でも生じ得る。それはジェンダー、年齢による格差である。男性より物理的体力の劣ることの多い女性、また高齢者はその意味で「被害受容性 (Vulnerability)」がより高い、と言える。ここではカトリーナ後の性犯罪と DV を問題に取り上げたい。

##### ・性被害

法執行機関による被災者への過剰な「犯罪者視」は復興を遅らせるだけでなく、被災シェルターであるアストロドーム（ヒューストン市）やスーパードームに被災者を必要以上に長く足止めする結果にもなった。シェルターでは下記に述べる「災害ユートピア」(Solnit, 2010) が形成される一方で、被災者同士のトラブル、紛争、傷害事件も起きた。また、避難所における女性は「性的被害への恐怖」にも直面しなければならないこととなった。自然災害は常に、もともとあった「力の格差」を顕在化させることになる。Bergin (2006) は女性被災

者 6 人が目撃した、被災地域における性被害についてのインタビューをまとめた貴重な質的研究である。レイプ犯罪が暗数の多い犯罪であることには異論がないと思われる。カトリーナ後のレイプ犯罪においてはこれにさらに、よりレイプ犯罪のターゲットになりやすい女性の人種的偏りが要因として付け加わる。すなわち、アフリカ系アメリカ人女性が最もターゲットになりやすい。このことはつまり、人種間の経済的格差のために、アフリカ系アメリカ人の方が長期にわたって被災シェルターに留まらざるを得ず、また他に避難先がない、ということの結果でもある。また、警察や保安官等の法執行機関が、被害者の人種によっては真剣に対応しない、という指摘もある。このことはより一層、レイプ犯罪の暗数化につながる。

警察による公式統計上のレイプの認知件数は、多くの者にとって「あまりに少ない」という印象を持たせるであろう。被災地域においては法執行機関の犯罪認知、統制機能は大きく麻痺しており、その結果被害を十分に把握できていなかったという指摘は十分に可能である。この仮説の元、Bergin はアストロドーム等の避難シェルターに避難し、自らまたは家族、知人が被害（未遂）にあった経験を有しているアフリカ系アメリカ人 6 人に対しインタビューを行ったのである。彼女らの「証言」によると、避難所は人口密度が異常に過密で衛生状態も悪く、また知らない者同士が近接して生活を送らなければいけなかったことから大小のトラブルが発生し、また女性が使用中のトイレやシャワールームに男性が侵入するということは日常からよく見られた、という。

この研究でも、実際にカトリーナ後どれぐらいの性犯罪が発生したかについては Bergin も明確な指摘を行っていない。もとより、その指摘は不可能ということかもしれない。しかし被災地域においては女性がより一層マージナルな立場におかれ、

その声が拾いあげられにくくなり（この中にはレイプやレイプ未遂にまで至らなくても、かなり深刻な性的嫌がらせでも、「こんな大変な時にそんなことぐらいで騒いでもしょうがない」という、まわりからの、あるいは時には被害者自身による、「抑え込み」も含まれよう）、性的被害が起きてもそれが暗数化しやすかったという状況があったことは確かである。Bergin は自らが被災者シェルターでボランティアをしていた経験から、性被害がとくにアフリカ系アメリカ人の被災女性に多く見られたこと、政府の性被害への対応は著しく遅れたこと、また Bergin が被災地域の警察に性被害の危険性の問題を届け出ても対応がなされなかったことを告発している。

#### ・DV 被害

家族、夫婦、またカップル間では「力の格差」は男女間の格差として生じやすい。このもともと存在する「格差」を自然災害は顕在化させる。また、被災者の行き場のないフラストレーション(失職、復興の遅れ、他の被災者とのトラブル)の解消方法は身近な存在への暴力として現れる危険性がある。もともと DV は警察が「法は家庭に入らず」的対応に回避しやすく、したがって公的な対応が遅れる犯罪の筆頭に挙げられると言えよう。

Jankins & Philips (2008 a)において、Jankins らはカトリーナ襲撃前と後のルイジアナ州における DV 犯罪対応を比較している。ニューオーリンズ市警察には DV 対応専門の警察官が 8 人いたが、カトリーナの被害を受け災害後は 3 人にまで減り、このことは DV 対応を大きく鈍らせることとなった、とする。ニューオーリンズ市はもともと DV 問題の多い地域であると認識されてきた。カトリーナ襲撃前年の 2004 年には、ルイジアナ州全体で 23,255 件の保護命令の言い渡しがあったが、カトリーナ襲撃翌年の 2006 年には 18,544 件にまで減

少した。これは被災地域における件数の減少が大きく影響しているというが、このことは被災地域において DV 行為が減少したことが原因ではないことは誰しも想像できる。DV に対応するシステム(警察、被害者支援団体、裁判所)が十分に機能していなかったことを意味するのである。DV 犯罪も性犯罪と同じく、暗数の多い犯罪であると言える。従ってその被害実態を掘り起こすには、DV 被害者や被害者支援組織からの聴き取り調査が重要な役割を果たす。Jankins らも、カトリーナによる被害後その活動を再開した DV 被害者支援プログラム 2 つを選択し、そこで 5 グループの DV 被害者とのグループディスカッションを通じて聴き取り調査を行った。Jankins らが見つけ出そうとしたことは、カトリーナ襲撃自体とその後の被災生活は、DV 被害者が「DV 加害者のもとから逃げる」という決定をするにおいてどのような影響を与えたか、というものである。

各グループは、被害者、Jankins らの研究者、記録係、支援団体スタッフらの 6~12 人で構成され、被害者グループの人種構成はアフリカ系アメリカ人 (60%)、白人 35%、アジア人&ラテン系アメリカ人 5%、であった。

この聴き取り調査は 2005 年 11 月~2007 年 11 月まで月 1 回行われたが、被害者らから語られるのは「被災により DV 加害者のもとを離れるのが著しく難しくなった」ということであった。この原因として、被災により他に身を寄せる場所を失う、被害者が頼るべき法システム、被害者支援、そして地域のネットワークが機能しなくなる等が挙げられた。また、カトリーナの影響により、被災地域においては裁判システムも長期にわたり機能停止状態にあったことから、加害者のもとに子どもをおいて自分だけ逃げてしまうと、後に親権を取り戻すことが著しく難しくなることを恐れた、という理由も見られた。これらの被害者の声から

も分かるように、自然災害はDV被害者をよりマージナルな存在とし、救済の手段を奪ってしまうのである。

Jankins からも強調するように、この調査の目的の1つは、見つけ出そうとする結果にあるのではなく、DV被害者たちが定期的に同じ「DV被害、被災経験」を持つ仲間と話し合うことで、回復をどのようにイメージし、そのための情報交換を行うというところにもあるのであろう。

また、同じく Jankins & Philips (2008 b) は、ルイジアナ州において DV 被害者支援団体はカトリーナ前に、あるいは後にどのような役割を果たしてきたか、を説明している。この研究で説明されている限りでは、ニューオーリンズ市はカトリーナ襲撃後かなり早い段階で、被災地域で発生する DV 支援のニーズを重視していたようである。Jankins らによると、カトリーナ襲撃後すぐに (immediately)、ニューオーリンズ市長直属の DV 進言委員会 (the New Orleans Mayor's Domestic Violence Advisory Council, DVAC) が開催され、カトリーナにより機能できなくなった DV 被害者支援をどのように再生するか議論が行われたという。これらの中にはニューオーリンズ市警察の「DV 被害捜査ユニット」、「裁判所による保護命令」、「クライスライン」などがあつた。これらの活動を通して、DVAC はニューオーリンズ市における DV 被害者支援を更に充実させることを再認識し、その結果 2007 年 8 月 29 日ニューオーリンズ市に「ニューオーリンズ Family Justice Center」が設立され、DV 被害者へのワンストップサービスセンターとしてその役目を果たすこととなった。DV 被害の危険因子を抱えた女性たちの中には、カトリーナ襲撃後長期間に渡り、(住宅の再建が難しいために) トレーラー生活や復興集合住宅での生活を余儀なくされている者が多い。これは当然ながら貧困を意味する。そしてこの状況に、「他に行くところ

がない」「他に頼るネットワークがない」という条件が加わると、DV 被害者が加害者であるパートナーの元を離れられないということになる。

DVAC と Family Justice Center はこのことを踏まえ、ニューオーリンズ市における DV 被害者支援を「息の長い」「長期的で多角的な」ものにしたいと、としている。

#### v) 邦訳されている文献

ハリケーンカトリーナについて自然災害やその後の復興における都市計画の観点からは日本語でも多くの研究が出版されている。しかし、また、犯罪問題に焦点をあてて論じたものについては、海外の著者、研究者の著作の翻訳のみが存在する。

Solnit (2010) では、その第 5 章「ニューオーリンズ-コモングラウンドと殺人者」で、ハリケーンカトリーナ後に、多くのマスメディアが「犯罪、略奪が多発している」と報道したことに対して、実際に被災地域ではどのような「災害ユートピア」(ここでは被災地域において、被災民を中心に互譲、助け合いのコミュニティが形成されることを指す) が形成されたかについて、被災者に対するインタビューを中心に論じている。「犯罪が多発している巣窟」のように報道では描かれた、被災者の避難施設である各「ドーム」においても実際には被災者同士の助け合いコミュニティが形成されていた。しかし政府当局や法執行機関はむしろ「被災者について描かれた犯罪者イメージ」の方を信用し、攻撃と排除という手段を選択した(これは「エリートによるパニック」と位置付けられる)。この結果、被災地域に対する復興対策が遅れる大きな原因となったことは大きな悲劇である。

また、Berthlot (2013, 齊藤(2013)に所収 pp.70-87) は、社会解体の観点からカトリーナ前後の犯罪を分析する重要な研究である。この研究は、2011 年 8 月に神戸国際会議場で開催された「国際犯罪学会第 16 回大会」の全体シンポジウム「災

害と犯罪(1)」における Berthlot の報告「カトリーナ後の南部の諸都市—ニューオーリンズ、アトランタ、ヒューストンの地域における社会解体の影響」をもとにするものでもある。

本論文で Berthlot は2つの都市、ニューオーリンズ市とヒューストン市（ヒューストン市はニューオーリンズ市民の多くが避難したため）について、それぞれの社会解体因子：女性が世帯主である割合、貧困ラインより下である割合、無職率、高校を卒業していない割合、人種（ここではアフリカ系アメリカ人であること）をもとにカトリーナ後の犯罪についてどのように説明可能かを論じている。Berthlot によると、確かにニューオーリンズ市においてはカトリーナ後暴力犯罪が増加したことは統計上間違いない、という。しかし、ヒューストンでは社会解体因子の程度が大きい地域は暴力犯罪と概ね正比例の関係にあるが、ニューオーリンズにおいてはこれら社会解体因子の程度が高い地域において暴力犯罪の減少が見られたことを指摘している。このことは伝統的な犯罪学が主張してきた「社会解体の程度と犯罪の増加の間の正の関係」にはそぐわないものである。本研究で Berthlot はこのことに対する答えを充分には提示していないが、社会解体論に疑問を呈する重要な研究として位置づけられる。

#### vi) 将来の災害に備えて

以上、カトリーナ後の犯罪現象とそれにかかわるさまざまな問題をみてきた。将来同様な災害が発生した場合（起きない事が一番であることはもちろんだが）、事後の犯罪をどのように防ぐのかはより重要な研究テーマであろう。

ここでは、Lowe (2013) を紹介したい。上記でも見てきたように、カトリーナは刑事司法機関を物理的に破壊し、長期間機能させなくなった。また、一部のマイノリティ人種を過剰に「犯罪者」とみなすことで、制限付きの刑事司法のフォーカ

スは誤った方向を向くことが多かった。Lowe は被災地で活動を行った近隣犯罪防止活動グループ（Neighborhood Watch Program, 以下 NWP）のリーダー、あるいはリーダー的存在を果たした者に対して調査している。カトリーナ襲撃後の治安の悪化（あるいはそれへの不安）に対応することを目的として、自然発生的に、あるいは既存の社会活動グループが基本となって、被災市民を中心とした NWP が多く形成された。Lowe はまず、各 NWP がどのような経緯で形成され、またリーダーがいかんして地域社会の関心（community awareness）を集めて行ったか、また、犯罪問題をどのようにとらえ、何に焦点を当てたかを各 NWP のリーダーとのインタビューの中で質問（対面調査により、調査者が記録する）している。具体的な質問事項は以下のとおりである

質問 1 あなた個人が犯罪を経験／目撃（exposure）しましたか？そうだとしたら、それはどのような犯罪ですか？

質問 2 あなたが NWP のリーダーとして犯罪にどのように対処しましたか？

質問 3 カトリーナ後の犯罪増加に関連する問題は何だと考えますか？

質問 4 カトリーナ前の犯罪問題に対処するためにあなたの近隣では何を行いましたか？

質問 5 カトリーナ後の犯罪問題に対処するためにあなたの近隣では何を行いましたか？

質問 6 それらの戦略はどのように効果的でしたか？例を挙げて説明して下さい。

質問 7 犯罪発生率の高い地域の（NWP）のリーダーであることの利点とそうでない点は何ですか？

質問 8 カトリーナ後の犯罪発生率増加に何が寄与していると思いますか？

質問 9 カトリーナ後に利用可能な犯罪防止プログラムについて、何が一番効果的だと考えますか？

か？ またそれはなぜですか？

質問 10 カトリナ後の犯罪防止についてあなたの提言はなんですか？

以上を質問し、また被調査者が述べた意見、コメントも掲載している。

この調査で興味深いのは、被調査者が自分たちの NWP 活動を高く評価している、ということである。地域の連携と、実際の（あるいは潜在的な）犯罪問題に対する気づきの精度を上げることで、災害後の犯罪の多くは防止できる、と考えている。これらを具体的に表現すると、コミュニケーションの共有（shared communication）、各々の能力（competency）、そして、コミュニティ構成員各々が高い基準を保つこと、である。

しかしながら、もともとあったコミュニティやグループが基盤となって、あるいは連携して形成された NWP を除いては、多くの取り組みは災害後一定の時間経過とともに自然消滅していることも事実である。被調査者らが一様に指摘している点として、NWP 活動にいかにか平常時から取り組み、活動を長期間維持可能なものにするのか、という問題が残っている。

この研究はあくまでも質的インタビュー調査であり、NWP が実際にどのように犯罪を防止したかは明らかではない（たとえば NWP が行われた地域とそうでない地域の比較をしてない）。しかし、NWP によりルーティン・アクティビティ理論における「監視者の存在」が効果的に提供され、また地域の自己評価の向上につながっていることは確かなようである。

また、犯罪防止そのものについては、刑事司法のより円滑な活動再開に関しては、上記の Vance 裁判官が紹介しているパイロットプロジェクト、法改正も対策の一つとなる。

## vii) まとめ

ハリケーンカトリナ後の犯罪問題について、

上で取り上げた諸文献はさまざまな切り口で分析しているが、共通している論点、問題認識は（政府公式レポートを除くと）以下の通りである；最も被害の大きかったニューオーリンズ市に災害前より存在していた問題（人種による格差、貧困、差別、それに基づく社会解体状況）が災害により一層顕在化し、そのことは被災後の復興においても大きな格差となった。その事実に基づいて社会は、アフリカ系アメリカ人に対して、「犯罪者」としてのラベリングを付与し、当局もまたそのように犯罪統制を行った。一方でこれらの人種グループの人々が何らかの犯罪の被害にあったときには、十分な支援と対応が行われず、放置されることもしばしばみられた。これら特定の人種グループに対する攻撃や排除、虐殺という最悪の事態は見られなかったものの、犯罪統制当局がこれらの人々に偏向して「潜在的犯罪者」としてターゲットを置いたことは、カトリナによる被害復興を遅らせたことは間違いない。

また、もう一つの大きな課題として、被災地において失墜した刑事司法への信頼をどのように取り戻すのか、というものもあろう。被災後の混乱のなかで警察が、単なる被災者を犯罪者と勘違いし銃撃して殺害した事件では、警察の隠ぺい体質も大きな社会問題となった（ニューオーリンズ市のアフリカ系アメリカ人のコミュニティの2つを結ぶ Danziger Bridge の上から5人の警官が、泳いで避難する被災者を射殺した事件。これら5人の警察官はすべて有罪となり、6年から63年の禁錮刑判決を受けていた。元警察官らの弁護士は、検察官が社会の敵意を煽るような発言をメディアでしていたことから、元警官らは「公正な裁判」を受けることができなかったとして、裁判のやり直しを求め、2013年9月、連邦地方裁判所は「被告人らはカーニバルのような混乱の中で裁かれたと言える」として、元警官らの訴えを認め、裁判のや

り直しを決めた。これについては、今後の裁判の展開に注目する必要がある)。

これは今回紹介した研究では十分に扱われていないし、また何よりいまだ解決していないテーマであると思われるが、警察をはじめとする刑事司法機関に対する市民の信頼回復は、災害後の犯罪対策においても大きな役割を果たすと思われる。

## (2) 研究2 (公的資料による検討)

### A 犯罪発生状況

#### i) 問題

東日本大震災の被災地の警察統計を分析することで、公的統計から見た被災地の犯罪発生の様子をまとめる。ここでは、まず、東日本大震災が発生した前年と発生した年についての犯罪発生件数を比較する。

#### ii) 方法

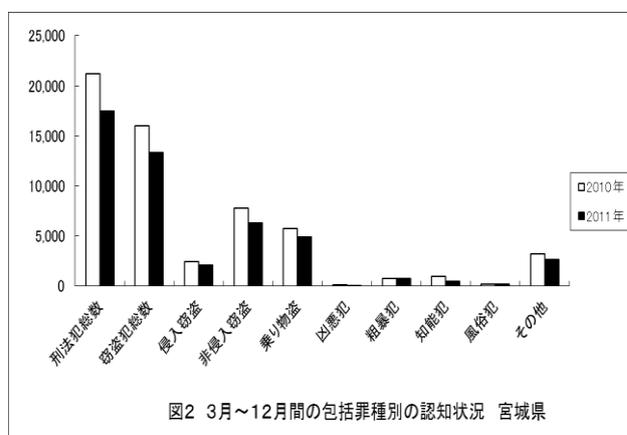
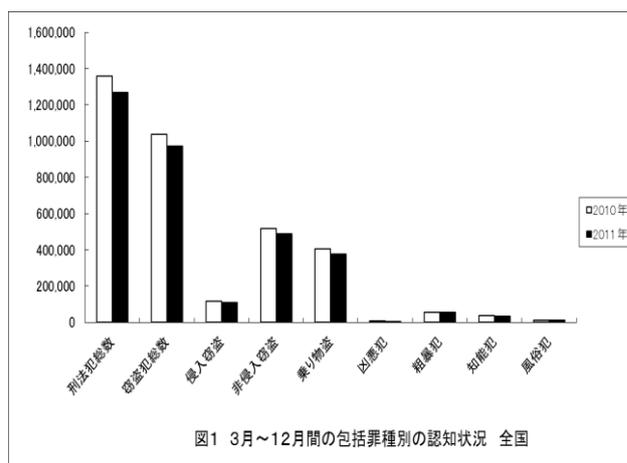
平成24年警察白書(Web版)に掲載の「特-2 被災地における犯罪情勢(包括罪種別の認知状況(3~12月))」のデータを用いた。このデータは、岩手県、宮城県、福島県、岩手県・宮城県・福島県の合計、全国の別で、それぞれ刑法犯総数とその内訳となる包括罪種(窃盗犯(さらに、侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗に区別)、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、その他)別の認知件数を2010年(東日本大震災発生前年)と2011年(東日本大震災発生年)別で示しているが、震災による影響を明らかにするため、2010年と2011年を3月~12月の間のデータで比較している。

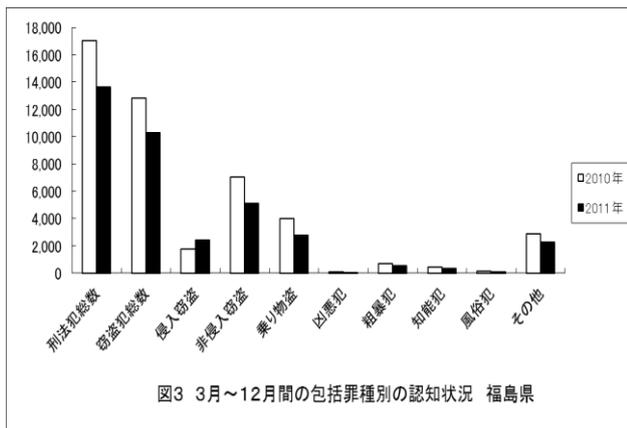
#### iii) 結果

東日本大震災が発生した前年と発生した年(それぞれ3月~12月の間)についての刑法犯とその内訳となる包括罪種(窃盗犯(さらに、侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗に区別)、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、その他)を、宮城県、福島県、そして全国で示したのが、図1~3である。まず

図1の全国のデータを見ると、2011年は2010年と比べて、すべてで減少していることが分かる。

これは、日本では年々刑法犯認知件数が減少していることによるものである。次に、宮城県(図2)を見ると、全国データと同様、刑法犯総数やすべての罪種において2011年は2010年に比べて減少している。最後に福島県(図3)を見ると、刑法犯総数をはじめ、その内訳を見てもほぼすべてで減少しているものの、侵入窃盗でのみ増加していた。これは、大半の住民が避難した福島第一原子力発電所の周辺地域で空き巣や出店荒し等の侵入窃盗が大幅に増加したためである(国家公安委員会・警察庁編, 2012, p.16)。しかし、それでも福島県の刑法犯総数を押し上げるほどではなかった。





#### iv) 考察

東日本大震災の発生年は、前年に比べて福島県の侵入窃盗でのみ増加したが、福島県のほかの罪種、そして宮城県のすべてにおいて減少していた。福島県の場合は、特殊な事情があったためである。宮城県の場合、全国データと同様減少していたが、これは震災による影響なのか、それとも日本の刑法犯が年々減少しているというトレンドによるものなのかが判然としない。そこで、次に、宮城県の月別刑法犯認知件数のデータを用い、時系列回帰分析による検討を行うことにする。

### B 近年の犯罪動向を考慮した検討

#### i) 問題

近年の日本では年々刑法犯認知件数が減少しているというトレンドの影響を考慮して、東日本大震災後に犯罪が減少しているのは震災による影響なのかどうかを検討する。

#### ii) 方法

分析の実施にあたっては、宮城県警察の月別の刑法犯認知件数を10年以上さかのぼって入手し、時系列回帰分析により分析を行うことにした。

分析の方法としては、まず、東日本大震災発生までの刑法犯認知件数のデータを用いて回帰式を求める。その回帰式を用いて東日本大震災以後の刑法犯認知件数の予測値を算出する。この予測値

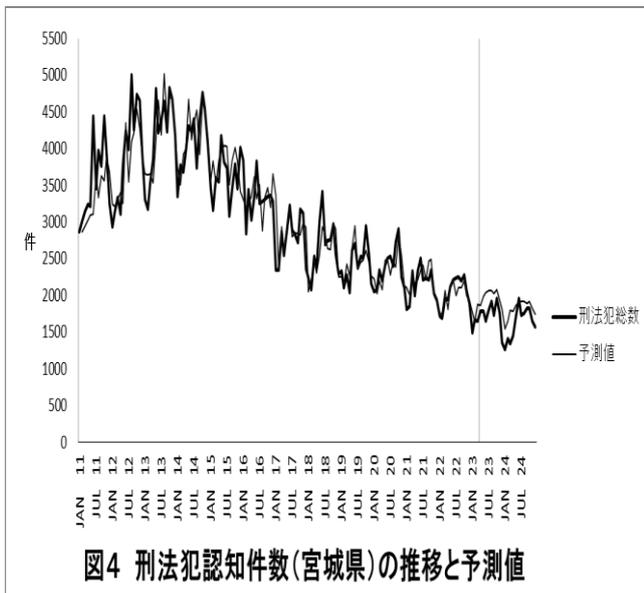
は、トレンドから予測できる震災後の刑法犯認知件数である。もしその予測値が実際の刑法犯認知件数よりも上回っていれば震災による増加、逆に下回っていれば震災により減少したと考えることができる。

予測モデルの作成には、認知件数の減少トレンドと季節性を考慮した自己回帰移動平均過程(SARIMA)を使用した。刑法犯認知件数は、おおむね平成14年以後、震災の影響とは無関係に減少しており、この影響を考慮するため1回の差分を取ったものに自己回帰移動平均過程(ARMA)を当てはめるが、この部分では、2次の移動平均モデル(MA(2))を適用した(ARIMA(0,1,2))。また、刑法犯認知件数はおおむね夏季には件数が上昇し、冬季には件数が減少するといった季節による周期変動が認められる。この部分には、1次の自己回帰モデル(AR(1))を当てはめた。したがって、今回の、予測モデルはARIMA(0,1,2) SARIMA(1,0,0)となった。このモデルの当てはまりを評価するため、Ljung-Box 検定を行ったところ、帰無仮説は棄却されなかった( $\chi^2(15)=22.176, p=.103$ )。帰無仮説は残差がホワイトノイズであることを仮定しているため、本モデルによって説明できなかった残差がホワイトノイズであることを棄却できなかったことになり、本モデルの予測が良好であることが示された。

#### iii) 結果

結果は、図4のとおりとなった。細い折れ線が刑法犯認知件数の予測値、太い折れ線が実際の刑法犯認知件数である。東日本大震災の発生した時点を縦線で示してある。東日本大震災以前までは、細い折れ線と太い折れ線は、多少のずれはあっても、おおむね重なって推移している。ところが、東日本大震災後は、実際の刑法犯認知件数が予測値を下回っている。このことから、宮城県では震災は刑法犯認知件数を減少させたと考えることが

できる。



#### iv) 考察

福島県の侵入窃盗については、明らかに増加していたが、それ以外は、警察のデータを見る限りでは、東日本大震災により、基本的には犯罪が減少したようである。

しかし、これは警察に届けられた（あるいは警察が把握した）犯罪についての分析である。犯罪には常に暗数が存在し、被害にあっても被害者が届けなければ計上されない。阪神淡路大震災のときには、震災被害が大きい地域ほど犯罪被害にあっても警察に通報しないという傾向が見られた（岡本・斉藤・西村，2003）。そこで、公式統計ではなく、被災地の住民に犯罪被害を尋ねる方法も用いて被災地の犯罪発生状況を検討することが必要である（それは研究3で行う）。

### C その他公表資料による検討

#### i) 警察白書

平成24年版警察白書（p.16-18）では「被災地における安全・安心の確保」として、「被災地における犯罪抑止対策」、「震災に便乗した犯罪の取締

り」、「被災者への支援」が説明されている。

まず、「被災地における犯罪抑止対策」では、被災3県（岩手県、宮城県、福島県のこと）における刑法犯の認知件数は全般的に減少したが、沿岸地域及び福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内の警戒区域や計画的避難区域等では窃盗事件が多発したこと、被災3県警察は被災地における犯罪の発生を抑止し、地域の安全・安心を確保するため、地域警察特別派遣部隊とともに警戒・警ら活動を推進したこと、などが説明されている。

次に、「震災に便乗した犯罪の取締り」では、震災や原子力発電所の事故に便乗した悪質商法、義援金等の名目の詐欺、被災者に対する生活資金や事業資金の融資保証名目の詐欺等が全国各地で発生していたことなどが説明されている。

最後に、「被災者への支援」では、被災者の安全・安心の確保等のため、女性警察官等が避難所や仮設住宅を訪問して相談活動を行ったことなどが説明されている。

以上のことから、警察では被災地で犯罪の総数が増加したとは捉えていないが、震災に便乗した犯罪が多数発生していたと把握していること、防犯のためのさまざまな活動を行っていたことなどがうかがえる。

#### ii) 警察への聞き取り調査

被災地にある警察本部に赴き聞き取り調査を行った。

調査の内容の詳細については先方の希望で公表できないが、本研究と特に関連する内容としては、震災直後の被災地における警察活動としては、人命救助が最も優先されたということであった。被災地では警察官が人命救助等を優先して行動したため、犯罪が発生しやすい状況であった様子は推測できた。

### (3) 研究3 (住民調査による検討)

#### A 犯罪発生状況

##### i) 問題

公式な統計では被災地における犯罪発生総数は減っているものの、一部では増加も見られる。また、テレビや新聞では多数の便乗犯罪が報道されている。犯罪被害にあっても、災害被害の方が大きく犯罪被害を届ける余裕がない被災者もいると考えられることから、大規模災害後の犯罪発生の実情について知るためには、公式統計に頼らない方法(住民による犯罪被害の報告)が必要になる。

そこで、東日本大震災後の被災地の住民を対象に調査を行い、どのような犯罪被害にあっていたかを明らかにする。

##### ii) 方法

住民アンケートの対象者は、各県のなかで比較的都市部とそうでない地域について、それぞれ震災被害が比較的大きい沿岸部の地域とそうでない内陸部の地域の計8地域(都市部・非都市部×震災被害大・震災被害小×2県)を選定して調査対象地域とする。当初は、1地域につき100人程度を住民基本台帳に基づき無作為抽出し、計800人程度を対象に郵送で調査票を送付することを予定していた。しかし、東日本大震災により被災地の多くの住民が避難しているが、避難により住民票所在地が実際の居住地でない住民が少なからず存在することが予想された。質問票を郵送で送っても回答してほしい者に届かないおそれがある。そこで、住民基本台帳に基づく無作為抽出による郵送法をとりやめ、調査会社が確保しているモニター会員を対象として行うWeb調査に変更した。

Web調査の場合、郵送法と異なり、いくつかの問題があると言われている。虚偽回答や重複回答、そしてサンプルの代表性などである(佐藤, 2006)。このうち、虚偽回答や重複回答については、イン

ターネット上にオープンな形で誰にでも回答を求める場合に問題となることである。本研究の調査のように、調査対象者を調査会社に登録されたモニター会員とすることで、虚偽回答や重複回答は少なくなる。また、サンプルの代表性については、Web調査の回答者はインターネットを利用する者なので、高齢者が少なくなる。さらに比較的学歴が高くなるなどの社会経済的属性のバイアスもあると言われている(本多, 2006)。しかし、住民基本台帳からの無作為抽出によるものと、モニター会員によるWeb調査との結果を比較した調査では、その回答内容の差異はきわめて微細という結果が出ている(社団法人日本マーケティング・リサーチ協会調査研究委員会分科会A-b, 2005)。これは、そもそも住民基本台帳に基づく無作為抽出で郵送されてきたアンケートに回答し、返送する者にもある種のバイアス(調査協力への積極的な姿勢を持っているなど)が存在していることを示唆する。つまり、結局のところ、調査に協力し、回答する人たちというのは、無作為抽出による郵送の場合でも、Web調査の場合でも、それほど変わらないということになる。

また、Web調査は郵送でアンケートを行う場合と比べて、利点がいくつかある。最も大きな長所は、多量のデータを得るのに費用が安く済むことであろう。また、回答漏れや項目間の矛盾した回答があった場合はエラーで回答者に知らせることができるため、得られたデータのほとんどすべてを有効データとして使用できる。

本Web調査の協力者は、宮城県及び福島県に在住の計1030人である。いずれも調査を委託した調査会社のモニター会員である。男性643人、女性387人。年齢の幅は18~81歳であった。調査協力者を得るにあたっては、まず、先に述べたように、宮城県と福島県について、比較的都市部とそうでない地域について、それぞれ震災被害が比較的大

きい沿岸部の地域と比較的小さい内陸部の地域の計 8 地域（都市部・非都市部×震災被害大・震災被害小×2 県）を選定し、各地域から少なくとも 100 人ずつは集まるようにした。地域の選定にあたっては、仙台市は区単位で、その他は市町単位で考えた。ただし、非都市部については登録されたモニター会員の数が十分でないことから、複数の市や町を 1 つにまとめて 1 地域としたところもあった。また、1 地域ですでに 100 人程度確保できたが、主要な都市であることから調査地域として追加した市がある（具体的には、石巻市と福島市）。最終的に、どの市や町からデータが収集されたかについては、表 1 に示している。

調査時期は、2012 年 12 月である。

表 1 Web調査アンケートの対象地域と回答者数

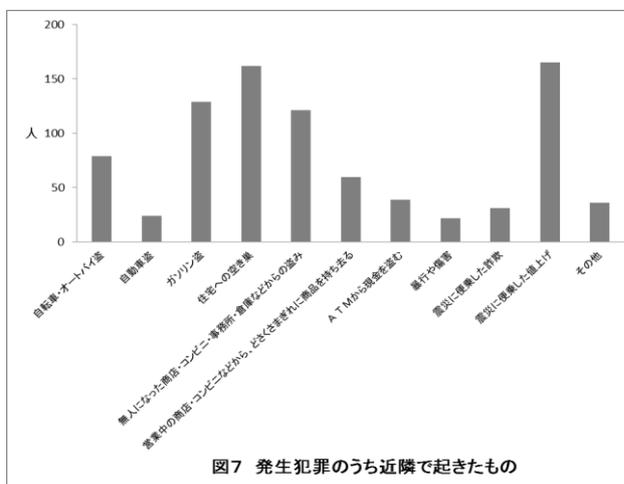
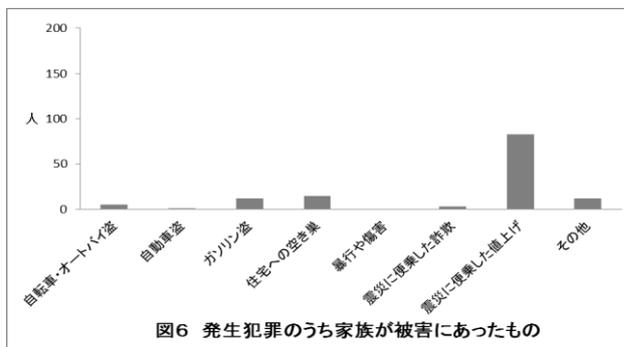
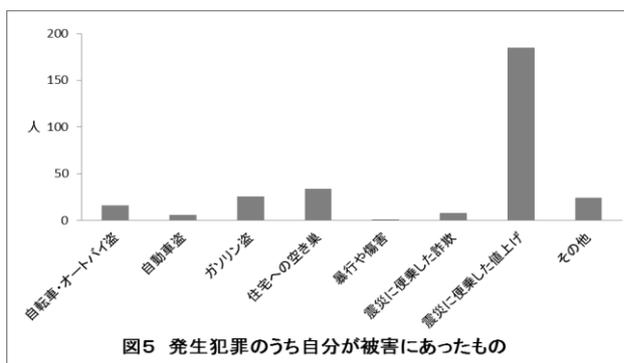
		回答者数		
宮城県	沿岸	仙台市若林区	104	315
		石巻市	103	
		亶理郡山元町	17	
		亶理郡亶理町	62	
		岩沼市	29	
内陸	仙台市青葉区	102	202	
	角田市	37		
	柴田郡柴田町	63		
福島県	沿岸	いわき市	103	205
		南相馬市	74	
		相馬市	28	
	内陸	福島市	105	308
		郡山市	100	
		二本松市	9	
		伊達市	94	

質問では、東日本大震災後から回答時までの自分自身の犯罪被害、同居家族の犯罪被害、そして近隣での犯罪被害の有無について尋ねている。犯罪被害の内容は、斉藤（2001）の阪神淡路大震災後の調査を参考に、自分自身及び同居家族に関しては、「自転車・オートバイ盗」「自動車盗」「ガソリン盗」「住宅への空き巣」「暴行や傷害」「震災に便乗した詐欺」「震災に便乗した値上げ」「その他」の 8 種類について、近隣での犯罪被害に関しては、

この 8 種類に加えて、「無人になった商店・コンビニ・事務所・倉庫などからの盗み」「営業中の商店・コンビニなどから、どさくさまぎれに商品を持ち去る」「ATM から現金を盗む」についてあったかどうかを尋ねている。

### iii) 結果

犯罪被害の申告の内訳については、図 5～7 に示している。



自分や家族が被害にあったもの及び近隣で発生したものとして、「震災に便乗した値上げ」が最も多く報告されている。この便乗値上げは、社会的に非難される行為であるが、実際に犯罪として取り締まりの対象とすることには困難がある。また、中には運搬や保管のためにかかった経費を上乗せしていただけというケースもあったと思われる。また、「その他」については、性犯罪等を回答していた者がわずかにいたものの、多くは窃盗や便乗値上げなどを重複して記載していた（たとえば、「震災に便乗した値上げ」に該当ありと回答したうえで、「その他」にも震災に便乗した値上げがあったと回答した）。また、風評被害など財産的な損害には違いないが、犯罪とは言えないようなものについての記載もあった。したがって、「震災に便乗した値上げ」と「その他」については、以下の分析では除いている。そうすると、震災後の被災地で起こった犯罪の中心は、乗物盗や侵入盗などの窃盗系統の犯罪ということになる。

ところで、これら犯罪被害についての自己申告は、一般的な状況と比べて多いか、それとも少ないのだろうか。厳密には比較できないが、法務総合研究所が行っている犯罪被害者実態（暗数）調査の結果が参考にできる。法務総合研究所が行った全国調査（瀧澤・宇戸・石原・塩島・田島・松田・守谷・重山・武田，2013）では、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害のいずれかの犯罪被害にあった者は2011年の1年間で調査対象者のうち11.9%であった。私たちの調査で、これとほぼ同様であるのは、自分自身が被害にあった場合と同居家族が被害にあった場合の申告数である。上述したように「震災に便乗した値上げ」と「その他」については除外して、合計し、割合を求めると、自分が被害にあった場合が7.5%、同居家族が被害にあった場合が4.0%であった。この数値は、震災のあ

ったとき（2011年3月）から回答時（2012年12月）までの約1年9月間での犯罪発生数である。法務総合研究所の行った調査が1年間で11.9%であることから、東日本大震災後の犯罪は、増加したとは言い難いことがわかる。ただし、私たちの調査と法務総合研究所の調査内容の相違もあることから、完全に比較できるというわけではないことは一応断っておく。

#### iv) 考察

住民の被害の申告状況を見ても、犯罪発生数が大きく増えたとは言い難い。しかし、それでも震災に便乗した犯罪が多数発生していたことは間違いないようである。

## B 犯罪発生に影響を与えている要因

### i) 問題

阪神淡路大震災後の被災地を対象に行った調査では、震災被害の大きさや、震災からの回復の遅さが窃盗事犯を発生しやすくしていた（齊藤，2013）。これは、震災直後の混乱の大きさや、その状態の持続期間の長さが、犯罪の発生を誘発しやすいためであると思われる。

大災害後には大勢の者が一時的あるいは長期的に避難するという状況も、犯罪発生に影響を与える可能性がある。ルーティン・アクティビティ理論に従えば、たとえば避難のために家を空けると、有能な監視者がいなくなり、犯罪者が無人の家に入り込みやすくなる。

さらに、その地域の人口構成や社会的な状況も犯罪の発生に影響を与える可能性がある。たとえば犯罪者がターゲットとしやすい高齢者が多い、あるいは単身世帯が多く昼間は留守宅が多くなる場合などである。震災による犯罪発生への影響を調べるうえで、これら地域のこのようなもとの特性を調整変数として考慮しておく必要があるだろう。

そこで、東日本大震災後の被災地の住民を対象に行った Web 調査の結果を用い、震災被害の程度、避難の有無、そして地域の特性などが窃盗犯罪の発生にどのように影響しているのかを明らかにする。

ここでは、自分自身が被害にあったもののうち、被害の中心を占める窃盗犯罪に着目し、その発生に影響を与えている要因を調べる。

## ii) 方法

自分自身が被害にあった犯罪のうちの窃盗犯罪の有無を従属変数とし、震災被害の程度、避難の有無、そして地域の特性などの要因を独立変数とするロジスティック回帰分析を行った。

従属変数とする「窃盗犯罪」については、東日本大震災発生から調査時までの約1年9か月の間に、「自転車・オートバイ盗」「自動車盗」「ガソリン盗」「住宅への空き巣」の被害にあったかどうかという質問のうち、いずれか1つでも被害にあったことがある場合を有とし、いずれもないとした場合を無とした。

独立変数とする要因については、「避難」、「停電期間」、「震災被害(建物)」、「震災被害(人)」、「地域特性」を用いた。また、回答者本人の「年齢」と「性別」も一応独立変数に入れている。「避難」については、東日本大震災後に避難をしたかどうか(避難したまま元の居住場所に戻らなかった場合は分析対象から外した)を回答してもらった。「停電期間」については、近隣の地域では東日本大震災による停電がいつまで続いたかを尋ねた。何年何月何日まで停電していたかを回答してもらい、それを日数に変換し、その日数をデータとして用いた。停電がなかった場合は0日としている。「震災被害(建物)」については、近隣の地域で震災により全壊または半壊した家やビルがあったかどうかを尋ねた。「震災被害(人)」については、近隣の地域で震災により亡くなった人がいたかどうかを

尋ねた。「地域特性」については、近隣の地域の特性について、「一人暮らしが多い」「高齢者が多い」にあてはまるかどうかを答えてもらった。

なお、分析の対象としたのは、1,030人のうち、震災時と回答時の居住場所が同じ者(一時的に他の場所に避難していた者が含まれる)で、かつ本研究の分析で使用する項目の全てに回答した者879人である。

## iii) 結果

ロジスティック回帰分析では、変数増加法により有意な独立変数のみ残るようにしたところ、最終的には、「避難」(オッズ比 2.273)、「停電期間」(オッズ比 1.028)、そして「震災被害(人)」(オッズ比 2.623)のみが残った(Hosmer-Lemeshow の検定  $\chi^2=7.091$ ,  $df=7$ ,  $p=.419$ )。結果は表2に示した。震災後に避難した者は避難しなかった者に比べて2.273倍窃盗の被害にあっていた。また、近隣で亡くなった者がいた場合はそうでない場合に比べて2.623倍窃盗の被害にあいやすいことになる。停電期間については、停電が1日長くなるとeの1.028乗倍、つまり約2.795倍窃盗の被害にあいやすいということになる。

表2 「窃盗犯罪」を従属変数とするロジスティック回帰分析結果

	オッズ比	有意確率
避難	2.273	.02
停電期間	1.028	.02
震災被害(人)	2.623	.01

## iv) 考察

結果からうかがえることは、震災後に避難している者ほど、停電期間が長かった者ほど、そして近隣地域で亡くなった人がいるという者ほど窃盗被害にあっていたということである。近隣地域で

亡くなった人がいるというのは、それだけ震災の被害が大きかったということである。また、停電期間が長いというのは、それだけ復興までの期間が長かったということになる。したがって、震災による被害が大きい地域ほど犯罪が発生しやすく、また震災からの復興が遅ればそれだけ犯罪が発生しやすいということになる。また、震災により避難していた場合のほうが犯罪にあいやすかったというのは、家などが無人になったために監視者がいなくなり、犯罪者が犯罪をしやすかったからであろう。ルーティン・アクティビティ理論でいう有能な監視者の不存在である。

震災被害が大きいほど犯罪が発生しやすい、また震災からの回復が遅ればそれだけ犯罪が発生しやすいというのは、阪神淡路大震災後の調査でも確認できている(齊藤, 2013)。東日本大震災の被災地でも同様なことが言えたことになる。さらに、今回の調査では、避難という要因も大きく影響していることが分かった。阪神淡路大震災でも多数の避難者が出たが、東日本大震災のほうが避難者の数が多い上に、長期間に渡り自宅に戻ることができない者が多く存在している。避難者が多く出る大災害ではそれだけ犯罪が発生しやすくなることになる。

## C 住民の犯罪不安

### i) 問題

大規模災害が起こった後の状況というのは、家が壊れて外部からの侵入がしやすくなる上に、停電が起こり夜間が真っ暗になる。家で暮らせなくなった者は、家を離れて避難しなければならない。このような状況にある被災者は、生活再建への悩みを抱えるだけではなく、犯罪への不安感も高めるだろう。

しかし、被災者の犯罪不安についての実証的な研究というのは少ない。災害と犯罪不安との関係

についてはまだよく分かっていないことが多いのが現状である。被災者の不安や苦しみを理解し、それらを少しでもやわらげるための手立てを考える一助とするためにも、大規模災害と犯罪不安との関係を明らかにする必要がある。

阪神淡路大震災(1995年発生)後の被災地の住民を対象に行った調査では、震災後に犯罪への不安を感じた者がある程度いたことが確認できている(齊藤, 2001)。しかし、震災による生活状況の変化と犯罪不安との関係についてまでは十分に検討していなかった。東日本大震災では、阪神淡路大震災を上回る規模の人的物的被害を及ぼしている。震災直後の避難者数は阪神淡路大震災の約1.5倍にも上っていることから(内閣府, 2012)、住み慣れた家を一時的であれ離れることで、自分の家財が盗まれるのではないかと心配した者は多かったと思われる。しかし、このような避難行動が犯罪不安にどのような影響を及ぼしたのか(具体的には避難した者は避難しなかった者に比べて犯罪不安が大きかったのかどうか)は明らかでない。

また、犯罪不安については、従来から、年齢や性別といった要因も影響を及ぼすと言われている。震災による避難があったかどうかという単純な要因だけではなく、被災者の年齢や性別なども犯罪不安の大きさに影響を与えている可能性がある。そこで、被災者の年齢、性別も考慮して、震災により避難したかどうかということが、犯罪への不安感にどのように影響したかを明らかにする。

### ii) 方法

先に説明した、東日本大震災後の被災地の住民を対象に行ったWeb調査の結果を用いている。

分析の対象者は、分析で使用する項目すべてに回答した995人である。

「犯罪不安」: 東日本大震災の直後に、犯罪被害

にあう心配についてどのように感じていたかを、5件法で回答してもらった（「震災直後、自分が犯罪にあうかもしれないという心配が強まりましたか。それとも弱まりましたか。あてはまるものを1つお選びください。」という質問に対し、「弱まった」「どちらかといえば弱まった」「変わらなかった」「どちらかといえば強まった」「強まった」のいずれか1つを回答してもらった。回答は1点～5点で得点化し、得点が高くなるほど犯罪への不安が高くなるようにした）。

「避難」：東日本大震災後に避難をしたかどうか（一時的に避難して元の居住場所に戻った場合と避難したまま元の居住場所に戻らなかった場合の両方を含む）を回答してもらった。

その他：「年齢」と「性別」を答えてもらった。「年齢」については、回答時の年齢である。

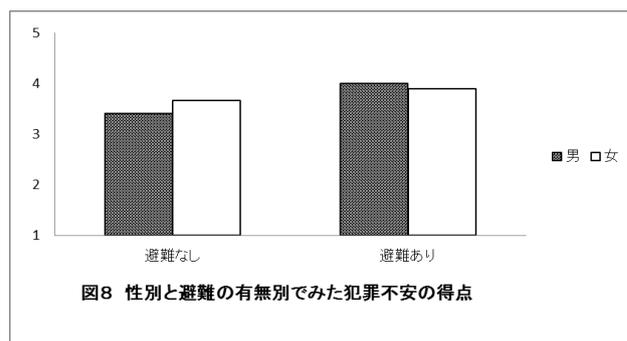
### iii) 結果

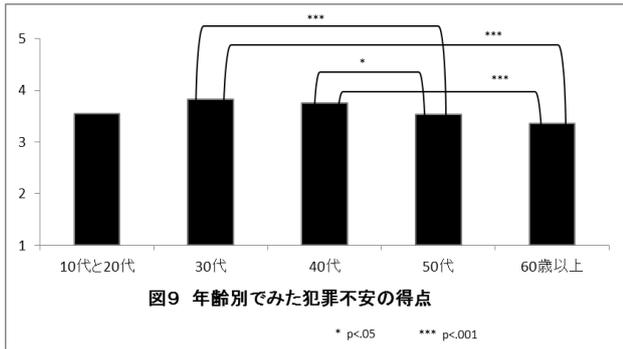
各年代別・性別・避難の有無別での震災後の犯罪不安の平均値については、表3に示したとおりである。

表3 犯罪不安に関する基礎データ

年代別	性別	避難の有無	震災直後の犯罪不安の平均値	人
10代と20代	男	避難なし	3.18	22
		避難あり	4	9
	女	避難なし	3.64	22
		避難あり	3.67	18
30代	男	避難なし	3.45	77
		避難あり	4.23	48
	女	避難なし	3.82	74
		避難あり	4.02	53
40代	男	避難なし	3.6	129
		避難あり	4.03	77
	女	避難なし	3.7	87
		避難あり	3.83	30
50代	男	避難なし	3.35	103
		避難あり	3.88	52
	女	避難なし	3.46	50
		避難あり	3.78	23
60歳以上	男	避難なし	3.21	77
		避難あり	3.62	21
	女	避難なし	3.25	12
		避難あり	4	11
合計				995

従属変数を「犯罪不安」、独立変数を「性別」（男/女の2水準）、「年齢」（30歳未満/30代/40代/50代/60歳以上の5水準）、「避難」（有/無の2水準）の3要因による被験者間要因の分散分析を行った。すると、2次の交互作用は見られなかったが、「避難」と「性別」との1次の交互作用が有意となった（ $F(1,975)=5.538, p<.05$ ）。また、「年齢」の主効果が有意となった（ $F(4,975)=5.168, p<.001$ ）。1次の交互作用が見られた「避難」と「性別」について、単純主効果の検定を行ったところ、有意となったのは、「避難」の有における「性別」の主効果（ $p<.001$ ）、「避難」の無における「性別」の主効果（ $p<.01$ ）、「性別」の男における「避難」の主効果（ $p<.001$ ）そして「性別」の女における「避難」の主効果（ $p<.05$ ）であった。なお、この「性別」と「避難」の交互作用の様子が分かるようにグラフを示した（図8）。また、主効果が見られた「年齢」については、多重比較を行ったところ、30代と40代がいずれも50代と60歳以上よりも「犯罪不安」の得点が高いという結果となった（図9）。





#### iv) 考察

年齢が比較的低い者（30代と40代）のほうが比較的高い者（50代と60歳以上）よりも「犯罪不安」が高いという結果になった。若い世代のほうが、震災後に犯罪への不安感を強く持ったことになる。30代や40代というのは子育て世代であり、子どもがまだ未成年で、場合によってはその子どもがまだ幼いことが考えられる。そのような子どもを抱える世代であるからこそ、犯罪への不安感を高く持ったのかもしれない。

また、男性も女性も避難しない場合よりも避難したほうが「犯罪不安」が高かった。ただし、避難しない場合は女性のほうが「犯罪不安」が高く、避難した場合には逆に男性のほうが「犯罪不安」が高くなっていった。これは、もともとは女性のほうが犯罪不安を高く持ちやすいが、男性は女性に比べて地域社会との結びつきが弱い場合が多いため、避難所では知らない人が多く、そのため避難した場合は犯罪不安を高めるのではないかと考えられる。このように、大規模災害後の被災地の住民の犯罪への不安感は、避難の有無だけではなく、年齢や性別による影響も受けることが明らかとなった。

以上のことから、大災害は被災者に対し一様に犯罪への不安感を高めるわけではなく、避難の有無や、年齢、性別による影響を受けることが分かった。被災者の犯罪不安の解消を考える際には、このような被災者ごとのニーズにあった方策を考

える必要があるだろう。

## D 住民の地域安全活動について

### i) 問題

阪神淡路大震災後の被災地では、自治会によっては住民による地域安全活動が行われ、犯罪への不安感の解消などに役立っていた（斉藤，2001）。そこで、Web調査の結果を用いて、東日本大震災後の住民による地域安全活動の様子や、その効果について検討する。

### ii) 方法

地域安全活動の内容についての質問は次のようなものであった。「震災直後にあなたが住んでいた地域では、震災後、地域安全活動（地域住民による防犯・安全のための特別な活動）としてどんな活動が行われましたか」。この質問に対し、「立番・見張をした」「夜回り（巡回）をした」「昼の巡回をした」「特定の区画への立ち入りを禁止し、あるいは特定の道路を遮断した」「マンションのドアが壊れたので、マンションの入り口で出入をチェックした」「火災を防ぐため、危険箇所を点検した」「その他」についてあてはまるものを全て回答してもらった。また、いずれもない場合には「特別なことはしなかった」の選択肢を選べるようにした。

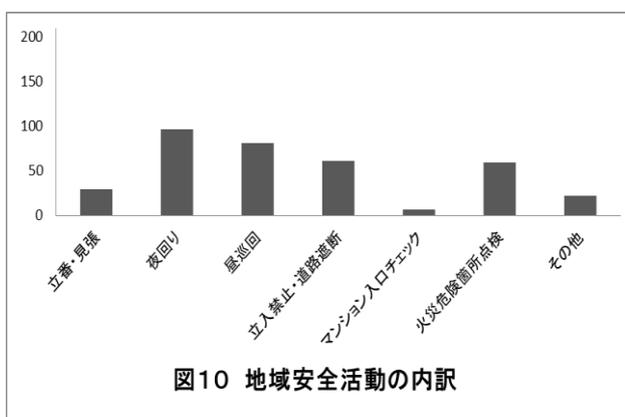
地域安全活動の効果については、次の2つを指標とした。1つめは、「震災後の地域安全活動は、犯罪への不安感を抑えるのに有効だったと思いますか。」という質問に対して、「全く有効でなかった」から「非常に有効だった」までの5段階での回答を求めるものであった。2つめは、「震災後の地域安全活動は、犯罪の防止や発見するのに有効だったと思いますか。」という質問に対して、「全く有効でなかった」から「非常に有効だった」までの5段階での回答を求めるものであった。いずれも「全く有効でなかった」を1点、「非常に有効

だった」を5点とし、得点が高くなるほど地域安全活動の有効性を感じているとした。

分析の対象は、1030人のうち、震災時と回答時の居住場所が同じ者（一時的に他の場所に避難していた者が含まれる）で、かつ本研究の分析で使用する項目の全てに回答した者919人である。

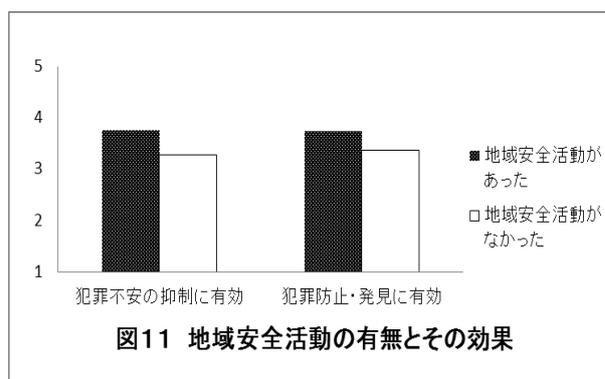
### iii) 結果

「震災直後にあなたが住んでいた地域では、震災後、地域安全活動（地域住民による防犯・安全のための特別な活動）としてどんな活動が行われましたか。」という質問に対して何らかの地域安全活動があったと回答したのは、919人中209人（22.7%）であった。この209人が回答した地域安全活動の内訳については、図10に示したとおりである（この内訳の回答については複数回答が許されている）。「夜回り（巡回）をした」と「昼の巡回をした」の2つが比較的多かったことがうかがえる。



次に、「震災後の地域安全活動は、犯罪への不安感を抑えるのに有効だったと思いますか。」という質問、及び「震災後の地域安全活動は、犯罪の防止や発見するのに有効だったと思いますか。」という質問に対するそれぞれの回答について、地域安全活動があったと答えた者と地域安全活動がなかったと答えた者とでその平均値を比較すると、図

11のとおりになった。「震災後の地域安全活動は、犯罪への不安感を抑えるのに有効だったと思いますか。」、「震災後の地域安全活動は、犯罪の防止や発見するのに有効だったと思いますか。」のいずれについても、地域安全活動があった者となかった者の効果についての得点平均は、地域安全活動があった者のほうが高いという結果になった（ $t=7.56, df=311.70, p<.001$ 。  $t=6.34, df=917, p<.001$ ）。



さらに、住民が地域安全活動について効果があると感じたのは、どのような内容の地域安全活動であるかを検討することにした。先に見たように、地域安全活動の中でも特に多いのは、「夜回り（巡回）をした」と「昼の巡回をした」である。これらの有無を独立変数とし、「震災後の地域安全活動は、犯罪への不安感を抑えるのに有効だったと思いますか。」と「震災後の地域安全活動は、犯罪の防止や発見するのに有効だったと思いますか。」への回答得点をそれぞれ従属変数とする2要因分散分析（被験者間要因、独立変数は2つとも「ある」or「ない」の2値）を行った。分析したデータは、地域安全活動があったと回答した209人のみである。分散分析の結果、いずれも交互作用は有意でなく、「昼の巡回をした」の要因の主効果のみが有意となった。なお、「夜回り（巡回）をした」の要因についての主効果は見られなかった。平均値の比較については、図12と図13にグラフで示した。

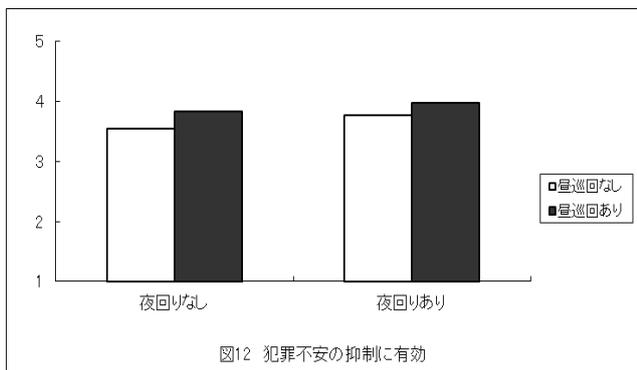


図12 犯罪不安の抑制に有効

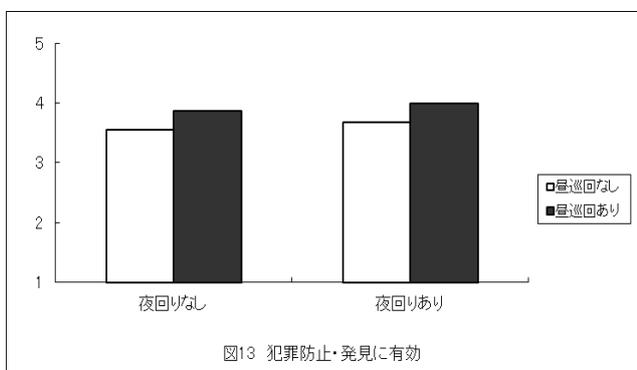


図13 犯罪防止・発見に有効

#### iv) 考察

東日本大震災後の被災地における地域安全活動については、住民の2割以上の者があったと答えていた。震災後、被災地においては、ある程度地域安全活動が行われていたことがうかがえた。しかも、地域安全活動があったと答えた者のほうが、地域安全活動についての効果（犯罪への不安感を抑えるのに有効、犯罪の防止や発見するのに有効）を感じていた。これは、実際に地域安全活動を目の当たりにすることで、効果を実感したものと思われる。

また、地域安全活動の内訳としては、「夜回り（巡回）をした」と「昼の巡回をした」が比較的多かった。つまり、巡回するということが地域安全活動の主流であったと考えられる。さらに、住民が地域安全活動について効果を感じたのは、昼の巡回か、それとも夜の巡回かということを検討したところ、夜の巡回については地域安全活動の効果

に影響が見られず、昼の巡回のみの影響が確認できた。また、昼の巡回も夜の巡回も両方したほうがより効果的といった交互作用については確認できなかった。防犯の効果ということを考えれば、夜間に巡回するほうが効果的と思われるが、今回の結果からは、夜間の巡回についての効果は明らかでなく、昼の巡回の効果が明確であることが示された。

## E 住民へのインタビュー調査について

### i) 問題

東日本大震災の被災地の住民に対しインタビュー調査を行い、Web調査で得られた結果を補足するような情報を集める。

### ii) 方法

Web調査の協力者の中から、インタビュー調査への協力を同意していただいた方にインタビュー調査を実施した。当初は、宮城県と福島県でそれぞれ数名ずつを対象としたインタビュー調査を予定していたが、最終的には、日程の調整ができた宮城県に在住の2名のみの実施となった。

インタビュー調査を実施したのは、仙台市内に在住の男性2人である。プライバシー保護のため、インタビューの詳細についてはここでは示さず、Web調査の結果を補完するような情報のみを以下の結果で簡単に示す。

実施時期、2013年3月

場所、宮城県内のT大学内の教室

### iii) 結果

インタビューの結果から得られた主なことは、次のとおりである。

震災直後、気温はまだ低く、暖房や移動のための燃料が必要であったが、燃料をはじめとした物品についての便乗値上げが見られた。このような便乗値上げがあったことについては、ひどいと思っている。また、被災者からお金を巻き上げよう

とする詐欺行為もあった。

震災後、犯罪に関するさまざまなうわさがあった。

犯罪被害に自分があったり、見かけたりしても、軽微なものであれば、いちいち警察には届けなかった。

震災後、被災者同士の助け合いがあり、それによって生活していく上でいろいろと助けられた。

#### iv) 考察

震災直後に被災地では便乗値上げが多く発生し、被災者は大変憤っていたようである。Web 調査で便乗値上げの被害が数多く申告されていたことも、これで納得ができる。詐欺などの犯罪が発生していたことがうかがえた。また、当たり前のことではあるが、被災地において犯罪が発生しても、被災者はそのすべてを届けるわけではないことも確認できた。これは、大震災後の被災地に限ったことではなく、普段の平穏な社会でもよく見られることである。ただし、大震災後は、通信手段や交通手段の途絶、自分の生活の再建にエネルギーのほとんどを向けなければならないなどの要因から、警察への通報が減少する可能性があるだろう。

### 4. 総合的な考察

#### i) 研究全体からうかがえること

警察のデータによれば、一部の地域を除いて震災後の犯罪発生件数は減少しており、震災後の治安状況は良かったように見える。しかし、住民へのアンケート調査では、必ずしもそうではない様子が見えられた。それでも今回の調査から得られた結果では、震災後に犯罪が劇的に増えたとは言い難い。ただし、震災後の混乱に便乗した犯罪は明らかに発生していたと言える。実際に、震災により避難した者は避難しなかったよりも窃盗の被害にあいやすかったことが分かった。このよ

うなこともあって、震災後に被災地の住民たちは犯罪への不安感を高めたと思われる。

調査では2割程度の回答者が近隣地域で地域安全活動が行われていたと回答していた。この地域安全活動は防犯や犯罪不安の抑制に効果があったと住民が認識していることが明らかになった。したがって、地域安全活動というのは、有効であると考えられる。ただ、地域安全活動といっても、その方法はさまざまである。本研究では昼に巡回することの有効性は確認できたが、夜間の巡回については有効性が確認できなかった。やみくもに地域安全活動を行うとなると、住民は多大なエネルギーを使うことになってしまう。最小の労力で最も効果が上がる地域安全活動の方法について、さらに詳しく調べていく必要があるだろう。

警察による防犯活動も行われていた。しかし、震災直後は人命救助のほうが優先されていたようである。これはやむを得ないことであり、震災直後の混乱した状態では、公的な機関による防犯よりも、住民自身による防犯活動を行うほうが現実的であろう。海外の文献レビューで紹介した Lowe (2013) からは、コミュニティの力（結束力など）といったものが大災害の犯罪を防止するうえで効果があるとされていた。大震災後に住民が協力して防犯のための活動を行うためには、このような地域力が重要になるだろう。

ハリケーンカトリーナ後の犯罪問題についてのレビューでも明らかになったように、公的な力により大災害後の犯罪統制を強力に推し進めようとすると、さまざまな問題が生じる。そもそも日本では災害後に劇的に治安が悪化するということは起こりにくいことから、警察などの公的なものによる犯罪統制に頼り過ぎないほうがいいかもしれない。

ただし、住民による防犯活動が過熱・過剰化する事態は避けなければならない。関東大震災のと

きには、住民による自警団が暴走して多くの人々を虐殺しているからである(斉藤, 2001)。効果的ではあることは重要であるが、ソフトな防犯活動という方向づけが必要であろう。

## ii) 提言

本研究の最終的な目的である、大災害後の防犯対策のあり方についての提言をここで行う。

大規模災害が発生したあとでは、犯罪が激増するというわけではないが、災害後の混乱に乗じた犯罪が発生しやすくなる。この便乗犯罪を減らすことは、被災者が安心して生活再建に向かうためにも重要である。大災害後の状況は混乱しており、公的機関による防犯活動よりも、住民による防犯活動を効果的に実施するほうが良い。大災害後に急速に地域住民の協力体制が出来上がることもあるが、やはり普段から結びつきが強いほうが非常時でもスムーズに活動できるだろう。また、災害時の協力体制を持続・維持していくためにはさまざまな工夫が必要となる。大災害時に備えて、普段からの地域の結びつきを高めるための工夫が必要である。

さらに、このような地域の住民の結びつきを強めるということは何も大災害後の防犯だけに有用なことではない。普段の防犯体制にも役立つであろうし、犯罪防止に限らず、大災害後の生活再建などにも有効に働く筈である。そういった意味では、防犯のために地域の結びつきを強めるというよりは、「何かあったらお互いに助け合える」ような関係づくりを普段から行っていくことが重要となる。

## iii) 今後の課題

本研究では、国内外の文献レビューを行った。しかし、災害と犯罪に関する分野は、まだ発展途上の研究分野であり、専用のデータベースなどが存在するわけではない。さまざまな隣接学問領域で散発的に研究が行われているため、それらを広

く収集・検討するにはかなりの時間を要する。今後、さらに粘り強く研究を収集・検討していく必要がある。

本研究では、東日本大震災の被災地についての調査を行っているが、対象地域は宮城県と福島県に限られている。東日本大震災の被災地は東北地方を中心に広範囲に及んでいる。今後は、岩手県などさらに他の被災県も対象に含めて、調査・検討を行う必要がある。

また、今回の住民調査の結果であるが、時間的な制約から、まだ質問項目すべてについての詳細な分析が終わっていない。今後、さらに分析・検討を進めていきたい。

さらに、本研究では、公的な機関について、警察に限定して調査・検討を行っている。治安の維持を行うのは警察の主要な役目であるから、調査対象を警察としたのは当然なことであるが、その他の行政機関の活動も犯罪発生への抑制や犯罪不安の解消に影響を与え得るものと思われる。また、そのような警察以外の行政機関であれば、公的機関でありながらもソフトな防犯対策を行うことができるだろう。特に市町村は、住民の自治活動といったことについてさまざまな影響を与えることができる筈である。東日本大震災後に、国の行政機関や地方自治体(県, 市町村)がどのように活動し、防犯などに影響を与えたか、また、今後大災害が発生した場合にそれら国の行政機関や地方自治体が防犯や住民を安心させるためにどのようなことをすべきかといったことについても、今後明らかにしていきたい。

## 5. 文献

Allen-Bell, A. A. 2010 Bridge over troubled waters and passageway on a journey to justice: National

- lessons learned about justice from Louisiana's response to Hurricane Katrina. *California Western Law Review*, 46, 241-395.
- Bergin, K. A. 2006 Hurricane Katrina symposium article: Witness. *Thurgood Marshall Law Review*, 31, 531-555.
- Crime, Terrorism and Homeland Security Subcommittee 2007a The Katrina impact on crime and the criminal justice system in New Orleans. (Serial No. 110-55) (April 7)
- Crime, Terrorism and Homeland Security Subcommittee 2007b Rising violent crime in the aftermath of Hurricane Katrina. (Serial No. 110-44) (April 2010)
- 本多則恵 2006 インターネット調査・モニター調査の特質—モニター型インターネット調査を活用するための課題 *日本労働研究雑誌*, 551, 32-41.
- Jankins, P. & Philips, B. 2008a Battered women, catastrophe, and the context of safety after Hurricane Katrina. *Feminist Formations*, 20(3), 49-68.
- Jankins, P. & B. Phillips, B. 2008b Domestic violence and Hurricane Katrina. In B. Willinger(Ed) *Katrina and the women of New Orleans*. New Orleans, LA: Newcomb College Center for Research on Women, Tulane University. pp.65-69.
- 国家公安委員会・警察庁編 2012 平成 24 年版警察白書 ぎょうせい
- Lowe, A. P. 2013 Reducing crime through post Katrina neighborhood watch program: A study of leadership. University of Phoenix 2013
- Mueller, G. O. W. & Adler, F. *Criminology of Disasters*. 未公開
- 内閣府編 2012 平成 24 年版防災白書 日経印刷株式会社
- 岡本英生・斉藤豊治 2011 東日本大震災後の犯罪問題(2)—新聞報道から見る東日本大震災後の犯罪— *日本犯罪社会学会第 38 回大会報告要旨集*, 74-75.
- 岡本英生・斉藤豊治・西村春夫 2003 阪神大震災後の犯罪問題(4): 犯罪認知件数についての警察と自治会報告の比較 *日本犯罪社会学会第 30 回大会報告要旨集*, 49 - 50.
- 岡本英生・生島 浩 2012 大震災が犯罪者の立ち直りに与えた影響に関する研究—リスクマネジメントとしての社会支援の観点から— 研究助成論文集 (公益財団法人明治安田こころの健康財団), 47, 155-161.
- 斉藤豊治(代表) 2001 阪神大震災後の犯罪問題 甲南大学総合研究所叢書 63
- 斉藤豊治(編) 2013 大災害と犯罪 法律文化社
- 佐藤三穂 2006 インターネット調査の意義と問題点について *看護総合科学研究会誌*, 9(3), 59-64.
- 社団法人日本マーケティング・リサーチ協会調査研究委員会分科会 A-b 2005 平成 16 年度調査研究委員会報告書 テーマ 2. マルチモード調査の有効性検証 社団法人日本マーケティング・リサーチ協会
- Solnit, R. 2010 *A Paradise Built in Hell: The Extraordinary Communities: That Arise in Disaster*. Penguin Books (ソルニット R. 高月苑子(訳) 2010 災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか 亜紀書房)
- 瀧澤千都子・宇戸午朗・石原香代・塩島かおり・田島秀紀・松田芳政・守谷哲毅・重山智保・武田玄雄 2013 犯罪被害に関する総合的研究—安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果 (第 4 回犯罪被害者実態 (暗数) 調査結果) — 法務総合研究所研究部報告 49
- Thevenot, B. 2006 *Myth-Making in New Orleans*.

American Journalism Review Am. Journalism Rev.,  
Dec/Jan, at 30, 34

Vance, S. 2008 Wiley A. Branton/Howard law journal  
symposium: Katrina and the rule of law in the time  
of crisis: Keynote address: Justice after  
disaster--What Hurricane Katrina did to the justice  
system in New Orleans”, Howard Law Journal, 51,  
621-650.